

やまん旅クラブ規約

第1条 名称等

本クラブの名称は、「やまん旅クラブ」と称します。

本クラブの所在地は、熊本県上益城郡山都町下市50番地に置き、株式会社旅企画山都（以下「旅企画山都」という。）が運営します。

第2条 目的

本クラブは、旅企画山都をご利用くださる会員によって組織され、旅行等の便宜と利便の増進を図ることを目的とします。

第3条 会員

会員は、本クラブの目的に賛同し入会された、個人会員又は団体会員とします。

第4条 会員特典

(1) 会員は、本クラブが定める旅行代金等に係る次の特典を受けられます。

- | | |
|----------------------|------------|
| イ. 旅企画山都の主催募集旅行 | 旅行代金の5%割引 |
| ロ. 旅企画山都契約各社の企画・手配旅行 | 旅行代金の2%割引 |
| ハ. 旅企画山都が取り扱う宿泊クーポン券 | 宿泊券額面の2%割引 |

(2)(1)の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払込みの会員に限ります。

ただし、会員が同行する旅行に限り、会員以外についても前項の1/2の割引率といたします。

第5条 入会、積立方法および領収書の発行

(1)本クラブへ入会ご希望のお客様は、旅企画山都窓口へご来店のうえ入会申込書によりお申込みいただくとともに、予約金として1回分の会費をご入金いただくことで、入会及び契約成立とします。

(2)本クラブの会費は、1カ月1口1,000円とします。

(3)契約成立とともに、予約金を第1回分の会費とし、2回目以降の会費入金は現金または預貯金口座自動振替にて払い込みいただきます。

(4)払い込みいただいた会費については、所定の領収書を会費払い込みの都度発行いたします。預貯金口座自動振替をご利用の場合は、通帳記帳又は入出金明細をもって、領収書に代えさせていただきます。

(5)金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた会費には、利息は発生いたしません。

第6条 会員カード

契約成立とともにクラブ会員になられた方には会員カードをお渡しいたします。会員カードは、各種特典をお受けになる際ならびに各種手続き等に必要となりますので大切に保管してください。なお、会員カードは、他人への譲渡はできません。現金返金による途中解約、または、引き続き本クラブへのご入会がない場合は、会員カードを本クラブ窓口へご返却ください。

第7条 住所変更等の届け出

(1)入会の際に届け出た住所、氏名、電話番号、預金口座等について変更があった場合は、速やかに本クラブまで届け出ください。また、上記変更について本クラブに届け出が無い場合には、所定の手続きができない場合がありますので、ご注意ください。

(2)会員は、本クラブが認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

第8条 商品への充当

(1)会員は、積立金の全部または一部を次の商品の支払いに充てることができます。

- イ. 旅企画山都の主催募集旅行
- ロ. 旅企画山都契約各社の企画・手配旅行
- ハ. 旅企画山都が取り扱う宿泊券・航空券・JR券
- ニ. その他旅企画山都が取り扱う商品

(2)会員は、前項の商品に会費を充当する場合には、予め本クラブに利用する旨お伝えください。

第9条 解約等

(1)この契約は、会員の申し出により、解約することができます。

(2)本クラブは、会員が次のいずれかに該当したときは、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

イ. 第2回以降の会費のお払込みが本クラブの定める期間（毎月の支払期日より1カ月）を超えてご入金がなく、本クラブから20日以上相当の期間を定めて、その払込みを書面にて通知したにも拘わらず、その期間内に払込みがなかったとき

ロ. 入会申込書その他の届出に虚偽の記載があったとき

ハ. 会則のいずれかに違反したとき

ニ. 第三者への譲渡転売その他不正または不適切な目的での入会であると本クラブが判断したとき

ホ. 暴力団、総会屋等またはこれらに準じる反社会的勢力の構成員または準構成員である等の関わり合いがあることが判明したとき

ヘ. その他営業を著しく妨害する行為や他会員に対する不法行為を行ったとき

(3)会員は、本クラブが営業の廃止・許可の取消等、割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。

(4)解約手続きは、本クラブ窓口にて承ります。

第10条 解約に伴う会費の精算

会員が前条による解約により本クラブを退会したときは、解約のお申し出があった時点で、既にお払込みの会費から、それまでに商品等にお引換えされた後の残高を本クラブから受領することが出来ます。この場合、積立の期間にかかわらず、解約手数料として、1,000円をお支払いいただきます。

第11条 営業保証金および前受金保全措置等

本クラブが倒産、破産等により前条の支払いが不能となった場合は、会員は、既にお払込みの会費について、割賦販売法に基づき、営業保証金または前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第12条 個人情報の利用等

本クラブは、本規約に基づく個人情報（本会にお届けいただいた氏名、住所、生年月日、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、契約内容等に関する情報）については、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築および社内規程を策定したうえで、商品等の業務ならびに会員宛の商品情報、各種ご優待等のご案内などのために収集・利用いたします。

第13条 個人情報等やまん旅クラブに関するお問い合わせ窓口

本クラブに関するお問い合わせ、ご意見または会員の個人情報に関する各種お申し出等につきましては、下記までお願いいたします。

株式会社旅企画山都 熊本県上益城郡山都町下市50番地 電話 0967-72-9402

第14条 設立年月日

本クラブの設立年月日は、令和2年6月1日とします。